

○議案 農商工等連携事業の促進に関する基本方針の変更について

1 経緯

中小企業経営力強化支援法（農商工等連携法、地域資源法、新促法の一部改正）は、6月21日に成立し、同月27日に公布しました。この改正に伴い、「農商工等連携事業の促進に関する基本方針」の変更が必要であり、変更に際しては、農商工連携法第3条第3項中小企業政策審議会のほか食料・農業・農村政策審議会、林政審議会、水産政策審議会の意見を聞く必要があります。

2 基本方針の変更の概要

上記農商工等連携法の改正に伴い、同法第3条で基本方針に「海外において農商工等連携事業が実施される場合における国内の事業基盤の維持」について定めることとされました。

それを踏まえた今回の変更点は、以下のとおりです。

（1）国内の事業基盤の維持

国は、海外における農商工等連携のための事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業が国内において、本社の維持等に努めるように促すことを追加。

（2）信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

本年3月に取りまとめられた「中小企業の会計に関する検討会」報告において、中小企業庁は法律に基づく計画認定等において、「中小会計要領」に従った計算書類の提出を推奨するとされたことによる追加。

3 今後のスケジュール

8月末 施行予定